

栃木市北部健康福祉センター（仮称）

基 本 構 想

平成28年3月

栃 木 市

— 目 次 —

序 章 基本構想策定の背景・目的	1
第1章 基本方針の策定	2
(1) 本構想の位置づけ	2
(2) 上位計画における関連諸施策	2
(3) 市内既存類似施設の現状と課題	9
(4) 人口の状況	15
(5) 公共施設配置（統廃合）の方向性.....	16
(6) 施設整備の基本方針.....	17
第2章 整備機能及び規模	19
(1) 導入機能.....	19
(2) 導入機能に応じた施設の内容	20
(3) 規模の検討	21
第3章 施設の建設予定地及び施設配置	23
(1) 建設予定地	23
(2) 施設の配置	25
(3) アクセス・交通動線.....	26
第4章 整備方法及び運営体制	27
第5章 事業費等	28
(1) 概算工事費	28
(2) 財源.....	28
(3) 維持管理費	28
第6章 今後の事業スケジュール	29
第7章 北部地域の活性化方策	30
第8章 整備に当たっての課題	31
(1) 既存類似施設の統廃合等	31
(2) 施設の管理運営に関する検討.....	31
(3) 福祉避難所としての利用	31
資料編	32
(1) 基本構想策定の主な経過	32
(2) 栃木市北部健康福祉センター整備事業ワーキンググループ設置要領	33

序章 基本構想策定の背景・目的

本市では、保健福祉センターや老人福祉センターなどといった健康福祉施設を各地域に設置し、それぞれの施設の特徴を生かしながら、保健福祉の向上、健康の増進及び福利厚生を図っているところです。

そのような中、北部（都賀・西方）地域では、折からの健康に対する意識の高まりを受け、また、施設が小規模であったり老朽化していることもあり、北部地域における新たな健康福祉施設の整備が求められてきました。

そこで、市では、地域の保健福祉の向上や健康増進等を図るため、市民の意見を聴きながら、西方総合支所近接の市有地において民間事業者が掘削した温泉と連携しつつ、栃木市北部健康福祉センター（仮称）を整備することといたしました。

この基本構想は、北部健康福祉センター（仮称）整備にあたって、今後の設計及び施工の前提となる基本方針や、施設への導入機能及び規模、施設の位置及び配置、これらを具現化するための整備手法、概算工事費及び事業スケジュールを検討するとともに、北部健康福祉センター（仮称）設置による地域の振興策を明らかにすることを目的としています。



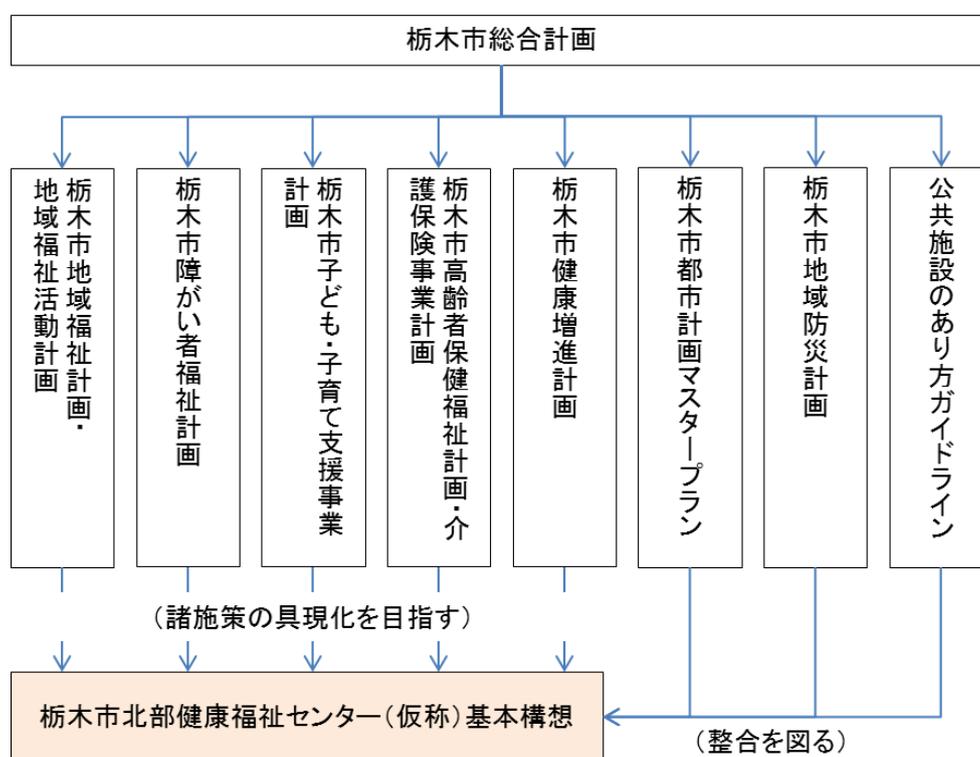
栃木市マスコットキャラクター
とち介

第1章 基本方針の策定

(1) 本構想の位置づけ

市北部地域における健康福祉の拠点となる「栃木市北部健康福祉センター（仮称）」を整備するための基本構想を策定するに当たっては、市の最上位計画である「栃木市総合計画」を踏まえつつ、「栃木市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を始めとする各種計画に掲げる諸施策の具現化を目指す必要があります。また、都市計画や防災計画との整合性を図るとともに、今後の公共施設のあり方も見据える必要があります。

これらを踏まえ、総合計画等の各種上位関連計画と本基本構想の関係を整理すると、下図のように整理されます。



(2) 上位計画における関連諸施策

① 栃木市総合計画（基本構想・基本計画）

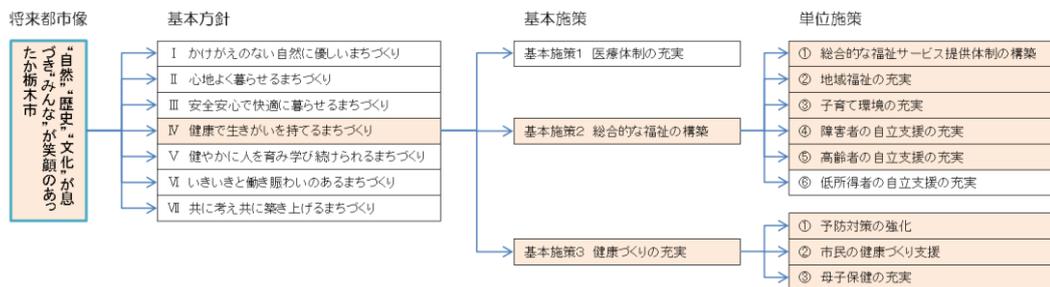
市の最上位計画となる栃木市総合計画では、まちづくりの課題において「健康づくりや保健・医療体制の充実、安心して子どもを産み育てられる環境整備、高齢者や障がい者が健康で生きがいを持って暮らせる環境整備などに努めて行く必要がある」としています。

そして、基本構想においては、将来都市像を『“自然” “歴史” “文化”

が息づき“みんな”が笑顔のあったか栃木市』とさだめ、高齢者や障がい者をはじめ、市民が生きがいを持ちながら健康で心豊かに暮らしているイメージをめざしています。また、7つの基本方針の一つに「IV健康で生きがいを持てるまちづくり」を据え、誰もが健やかに住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、市民の日常的な健康づくり活動の支援を行うとともに、高齢者や障がい者の生活を見守る環境の形成、子育てを応援する環境の充実など、地域で支え合うことのできるまちづくりを進めることとしています。

さらに、基本計画では、基本方針を実現するための手段として、基本施策に「総合的な福祉の構築」「健康づくりの充実」を掲げ、単位施策において総合的な福祉サービス提供体制の構築、市民の健康づくり支援などを積極的に推進することとしています。

また、基本計画の地域計画（地域重点事項）として、西方地域において、金崎駅周辺市街地の整備推進と民間活力による温泉施設整備の推進が挙げられているとともに、都賀・西方両地域において、スマートインターチェンジの誘致が計画されています。



地域計画（地域重点事項）

西方地域	都賀地域
●金崎駅西口開設及び周辺市街地の整備推進	●スマートインターチェンジの誘致
●民間活力による温泉施設整備の推進	
●スマートインターチェンジの誘致	

② 栃木市地域福祉計画・地域福祉活動計画

栃木市地域福祉計画は、市総合計画を上位計画とし、福祉に関連する各分野を横断的につなぎ、その地域福祉に関する事項を具体化するものであり、また、栃木市地域福祉活動計画は、市社会福祉協議会が中心となって策定するもので、みんなで住みよい地域づくりを行っていくための「具体的な取り組み」を位置付ける行動計画です。本市では、地域福祉の理念や施策と活動の方向性を共有し、市と市社会福祉協議会とが連携し、地域の

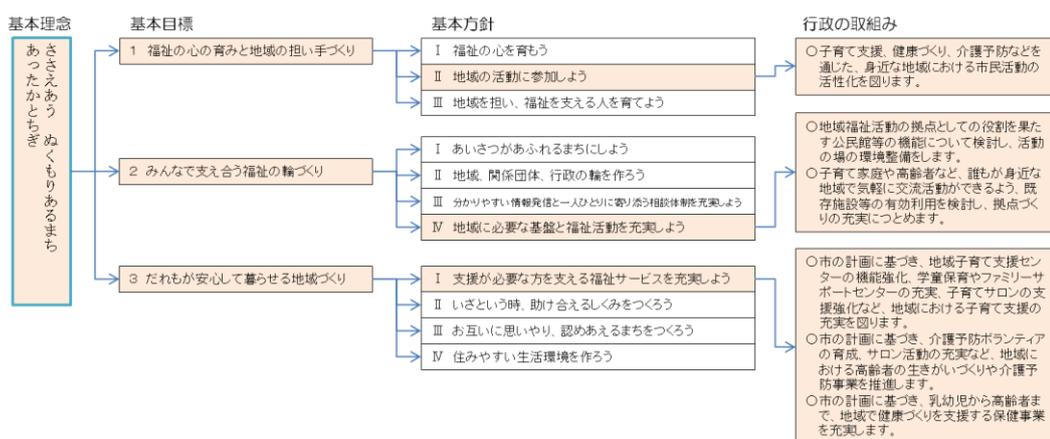
社会資源の発掘と社会福祉協議会のノウハウを活かしながら実践に移せるよう、2つの計画を一体的に策定しています。

その地域福祉計画・地域福祉活動計画では、基本理念を「ささえあう ぬくもりあるまち あったかもちぎ」と定め、基本目標として、「福祉の心の育みと地域の担い手づくり」「みんなで支え合う福祉の輪づくり」「だれもが安心して暮らせる地域づくり」の3項目を掲げています。

「基本目標1 福祉の心の育みと地域の担い手づくり」では、「基本方針Ⅱ 地域の活動に参加しよう」における行政の取組みとして、子育て支援、健康づくり、介護予防などを通じた身近な地域における市民活動の活性化を図ることとしています。

「基本目標2 みんなで支え合う福祉の輪づくり」では、「基本方針Ⅳ 地域に必要な基盤と福祉活動を充実しよう」における行政の取組みとして、地域福祉活動の拠点としての役割を果たす公民館等の機能について検討し、活動の場としての環境整備を推進するとともに、子育て家庭や高齢者など、誰もが身近な地域で気軽に交流活動ができるよう、既存施設等の有効利用を検討し、拠点づくりの充実に努めることとしており、具体的事業として、地域福祉活動拠点の検討と整備推進が掲げられています。

「基本目標3 だれもが安心して暮らせる地域づくり」では、「基本方針Ⅰ 支援が必要な方を支える福祉サービスを充実しよう」における行政の取組みとして、子育てサロンの支援強化など、地域における子育て支援の充実に努めると共に、地域における高齢者の生きがいづくりや介護予防事業の推進を図ることとしています。また、乳幼児から高齢者まで、地域で健康づくりを支援する保健事業を充実することとしています。

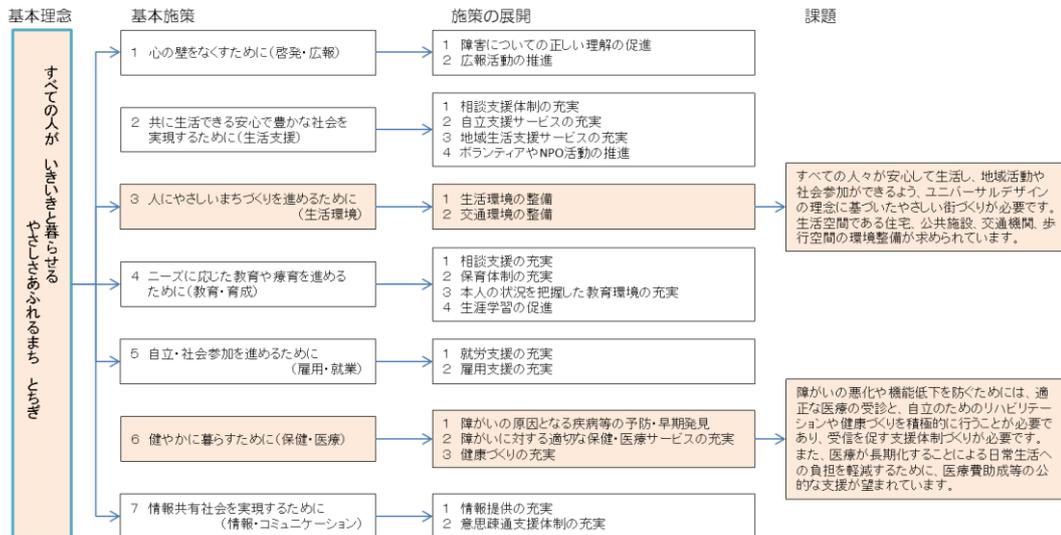


③ 栃木市障がい者福祉計画

栃木市障がい者福祉計画は、本市における障がい者施策の基本となる「障がい者計画」と障害者の日常生活および社会生活総合的に支援するための法律に基づく「障がい福祉計画」の2編で構成されています。

障がい者計画では、市民一人ひとりがやさしい心を持つことで実現できる、栃木市らしい福祉サービスを、発展・充実するために、障がい福祉施策の理念を明確にしていくこととし、基本理念を「すべての人がいきいきと暮らせる やさしさあふれるまち とちぎ」と定めています。

そして、7つの基本施策を定め、「基本施策3 人にやさしいまちづくりを進めるために（生活環境）」において、生活環境の整備として、全ての人々が安心して生活し、地域活動や社会参加ができるよう、ユニバーサルデザインの理念に基づいた優しいまちづくり、公共施設の整備が必要であるとしています。また、「基本施策6 健やかに暮らすために（保健・医療）」において、健康づくりの充実として、障がいの悪化や機能低下を防ぐためには、適正な医療の受診と、自立のためのリハビリテーションや健康づくりを積極的に行うことが必要であるとしています。



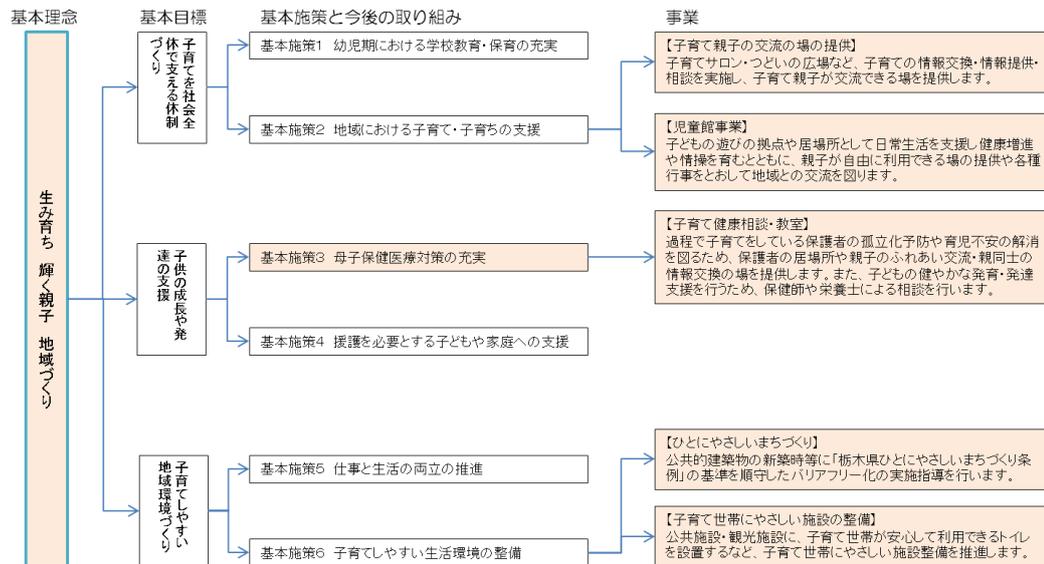
④ 栃木市子ども・子育て支援事業計画

栃木市子ども・子育て支援事業計画は、子ども子育て支援法に基づき策定されるもので、市の最上位計画である市総合計画をはじめ、市保育所整備基本計画、市障がい者福祉計画、市健康増進計画などの計画と整合が図られています。

本計画では、出産期からの切れ間のない支援、全ての子どもの健やかな育ちの保障、保護者の子育ての喜び、そして地域や社会で親子を支えるこ

となどを表現する「生み育ち 輝く親子 地域づくり」を基本理念としています。

具体的な事業としては、すくすく教室、子育てサロンといった子育て親子の交流の場や子育て健康相談・教室の提供、児童館の施設整備推進、子育て世帯にやさしい公共施設の整備、バリアフリー化などを掲げています。



⑤ 栃木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

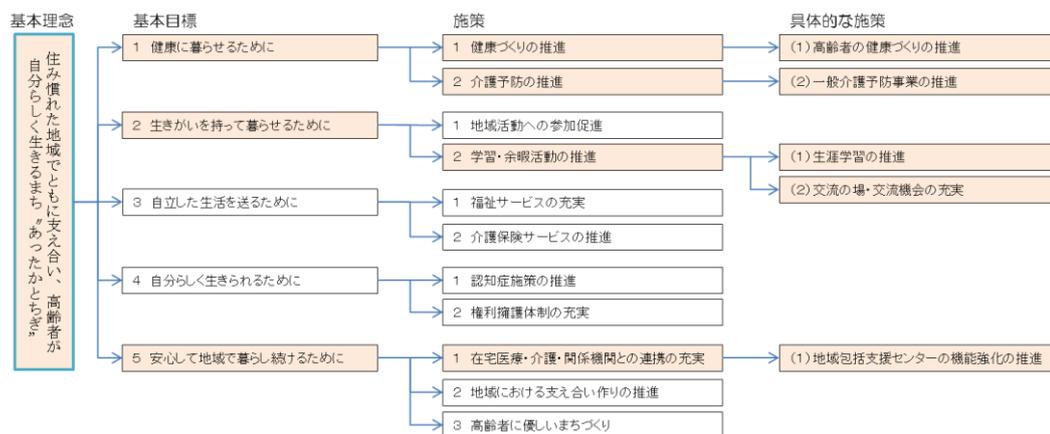
栃木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、市総合計画の部門計画の位置づけであり、老人福祉法及び介護保険法に基づき、市町村老人福祉計画と市町村介護保険事業計画を一体的に定めたものです。

本計画では、高齢者を取巻く現状やアンケート結果等を踏まえ、今後、本市で取り組むべき課題として、高齢者の健康を維持・増進させる取り組み、介護予防の普及、福祉や介護に関する情報提供・相談の窓口となる地域包括支援センターのさらなる周知などが挙げられています。

そして、高齢者一人ひとりが健康で生きがいを感じ、たとえ介護が必要になっても地域で支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、基本理念を「住み慣れた地域でともに支え合い、高齢者が自分らしく生きるまち“あったかとちぎ”」と定め、5つの基本目標に沿って具体的な施策の展開を図ることとしています。

具体的には、「基本目標1 健康に暮らせるために」において、健康づくりの推進として特定保健指導事業の実施を掲げるほか、「介護予防の推進」を重点施策に掲げ、要支援者と要介護者となる恐れのある高齢者を対象として、介護予防と日常生活への支援とを切れ目なく、適切なサービスを効果的に提供することができる仕組みづくりを推進し、地域支援事業の

充実を図ることとしています。また、「基本目標 2 生きがいを持って暮らせるために」においては、トレーニングルームのある施設での運動メニューの充実を図るほか、老人福祉センター等施設の活用の充実を掲げています。さらに、「基本目標 5 安心して地域で暮らし続けるために」においては、地域包括支援センターの機能強化の推進として、センター間の役割分担・連携強化と地域包括ケア会議の開催が重点施策として掲げられています。



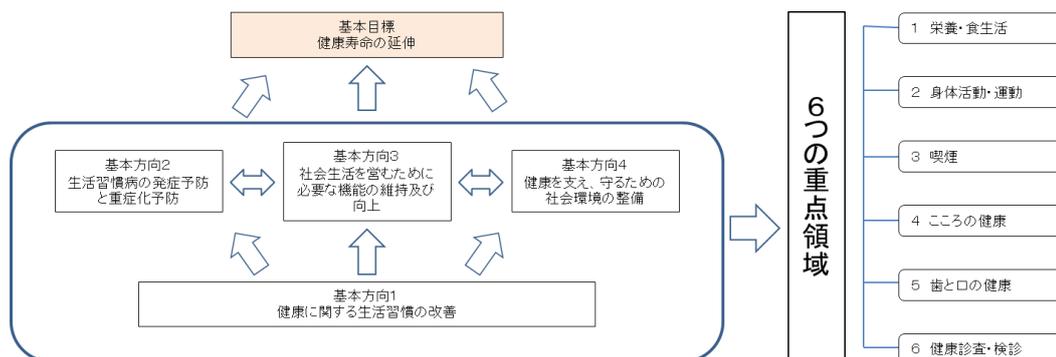
⑥ 栃木市健康増進計画

栃木市健康増進計画は、市総合計画の部門計画に位置付けられ、市民および行政、関係機関が一体となり、健康づくりを推進するための基本方向を示す指針となる計画です。

本計画では、「健康寿命の延伸」を図ることを基本目標に設定し、「いきいき元気！あったか“とちぎ”」をスローガンとしています。

また、基本目標の実現に向け、平均寿命と健康寿命の差を短縮するため、生活習慣の改善に重点を置き生活習慣病の発症と重症化を予防し、次世代、高齢者の健康づくりを推進するとともに、社会全体で健康を守る環境を整えることを、計画の基本方向としています。

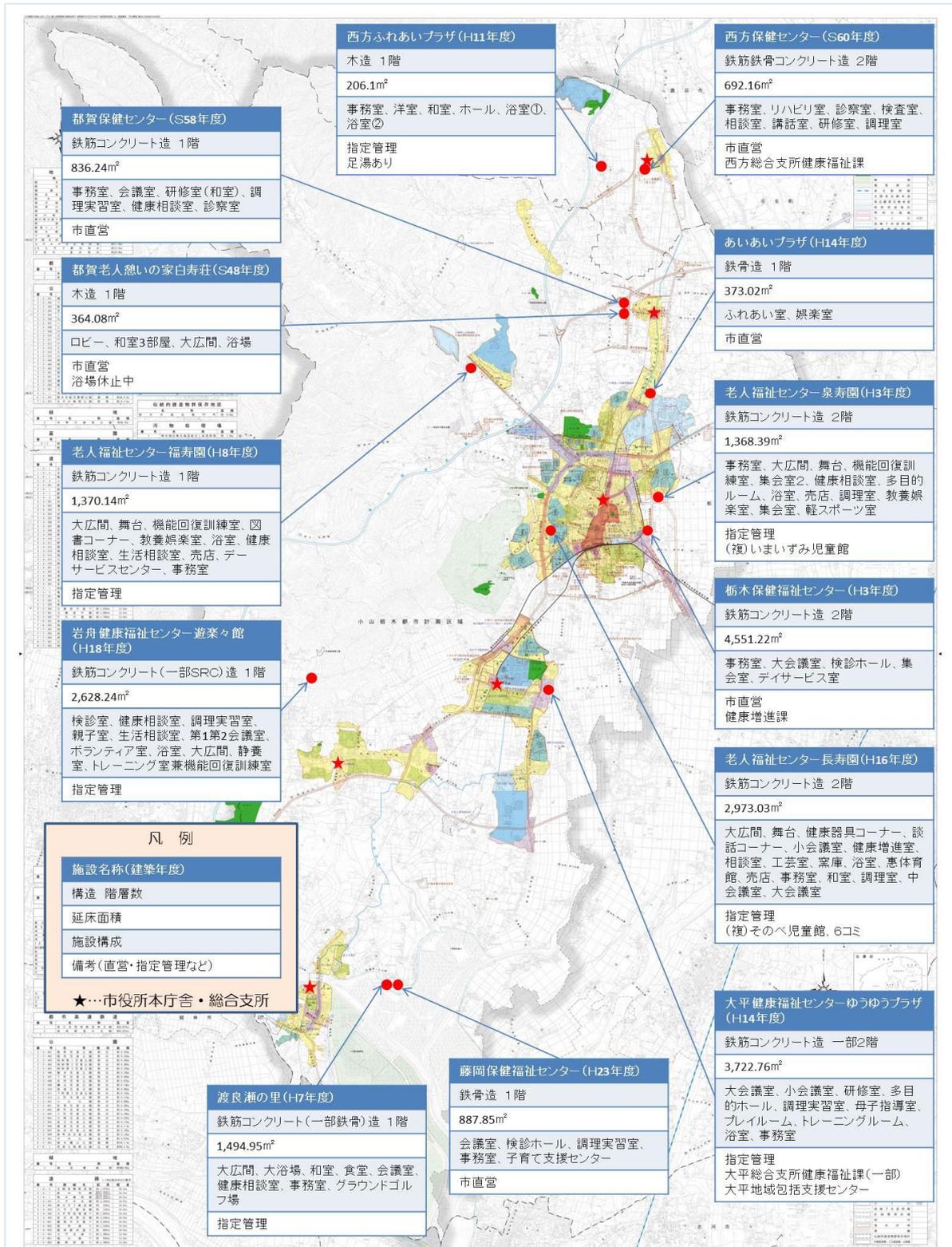
具体的には、「健康に関する生活習慣の改善」「生活習慣病の発症予防と重症化予防」「社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上」「健康を支え、守るための社会環境の整備」を基本方向とし、それらすべてに関連して、「栄養・食生活」「身体活動・運動」「喫煙」「こころの健康」「歯と口の健康」「健康診査・検診」の6つの重点領域に取り組む、健康づくり運動を展開していきます。



(3) 市内既存類似施設の現状と課題

市内には、保健福祉センター（健康福祉センター、保健センター）、老人福祉センターなど、合併前の旧市町で整備した施設が複数あります。

ここでは、それらの施設の現状や利用状況を把握し、北部健康福祉センター（仮称）を整備する上での課題を整理します。



①既存類似施設の現状

名称	延床面積 (㎡)	地域	目的	築年数 (耐用年数)
都賀老人憩いの家 白寿荘	364.08	都賀	高齢者へのレクリエーション、静 養、趣味等の生きがいの場の提供	42年 (22年)
都賀保健センター	836.24	都賀	市民の保健の向上及び健康増進、保 健福祉サービスの推進	32年 (50年)
西方保健センター	692.16	西方	市民の保健の向上及び健康増進、保 健福祉サービスの推進	30年 (50年)
栃木保健福祉センター	4,551.22	栃木	市民の保健の向上及び健康増進、保 健福祉サービスの推進	24年 (50年)
老人福祉センター 泉寿園	1,368.39	栃木	高齢者へのレクリエーション、静 養、趣味等の生きがいの場の提供	24年 (31年)
渡良瀬の里	1,494.95	藤岡	市民への教養文化、レクリエーショ ン及び保養の場の提供	20年 (50年)
老人福祉センター 福寿園	1,370.14	栃木	高齢者へのレクリエーション、静 養、趣味等の生きがいの場の提供	19年 (31年)
西方ふれあいプラザ	206.10	西方	高齢者へのレクリエーション、静 養、趣味等の生きがいの場の提供	16年 (24年)
大平健康福祉センター (ゆうゆうプラザ)	3,722.76	大平	市民への福利厚生への提供、保健衛生 の向上、健康づくりの推進及び福祉 の増進	13年 (浴場31年) (ほか50年)
あいあいプラザ	373.02	都賀	こども、親子、高齢者への居場所の 提供	13年 (34年)
岩舟健康福祉センター (遊楽々館)	2,628.24	岩舟	市民への福利厚生への提供、保健衛生 の向上、健康づくりの推進及び福祉 の増進	12年 (50年)
老人福祉センター 長寿園	2,973.03	栃木	高齢者へのレクリエーション、静 養、趣味等の生きがいの場の提供	11年 (31年)
藤岡保健福祉センター	887.85	藤岡	市民の保健の向上及び健康増進、保 健福祉サービスの推進	4年 (50年)

(築年数順)

課 題

北部地域の都賀老人憩いの家白寿荘、都賀保健センター、西方保健センターの3施設については、築30年を超えており、老朽化が著しいことから、建て替え又は大規模な改修を検討する時期にきています。今回の北部健康福

祉センター（仮称）整備に当たっては、これら3施設を統合し、機能を引き継ぐことを検討する必要があります。

なお、旧都賀町地域協議会及び旧西方町地域協議会から北部地域への新たな健康福祉センターの整備要望が出されています。

②保健福祉センター等の利用状況（平成26年度実績）

ア）施設利用者数（健康増進課・健康福祉課事業及び市関係団体の通年使用を除く）

栃木保健福祉センター

区分	大会議室	検診ホール	その他	合計
利用者数	6,007人	2,437人	1,213人	9,657人

大平健康福祉センター

区分	大・小会議室	研修室	多目的ホール	母子指導室	調理実習室	合計
利用者数	8,765人	2,089人	3,605人	97人	227人	14,783人

藤岡保健福祉センター

区分	会議室	検診ホール	調理実習室	合計
利用者数	260人	506人	97人	863人

都賀保健センター

区分	会議室	和室	調理室	合計
利用者数	390人	210人	70人	670人

岩舟健康福祉センター

区分	第1・2会議室	調理実習	その他	合計
利用者数	3,713人	729人	80人	4,522人

（注）西方保健センターは、健康福祉課事業及び市関係団体の通年使用のみのため、掲載していない。

イ）集団検診（成人）受診者数

施設名	受診者数
栃木保健福祉センター	6,864人
大平健康福祉センター	2,536人
藤岡保健福祉センター	1,344人
都賀保健センター	1,543人
西方保健センター	602人
岩舟健康福祉センター	1,497人

ウ) 乳幼児健診等の実施状況

4か月児健診、9か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診及び3歳児検診については、平成27年度は、各地域の保健福祉センター等6か所で実施しています。ただし、平成28年度からは、栃木保健福祉センター、大平健康福祉センター及び西方保健センターの3箇所を実施予定となっています。

子育てサロンは、平成28年度以降も、各地域の保健福祉センター等6か所で実施予定となっています。

課 題

都賀保健センター利用者が少ない状況にある一方で、集団検診の受診者数を見ると、都賀・西方の合計で2,145人となっており、ほぼ同程度の人口を有する藤岡及び岩舟地域よりも多い状況になっています。都賀保健センター及び西方保健センターの機能を北部健康福祉センター（仮称）に引き継ぐ場合、成人の集団検診に対応した造りとする必要を検討する必要があります。

③老人福祉センター等の利用状況（平成26年度実績）

施設名	利用者数
老人福祉センター長寿園	56,172人
老人福祉センター泉寿園	29,669人
老人福祉センター福寿園	23,039人
大平健康福祉センター ^(注)	149,788人
岩舟健康福祉センター ^(注)	63,019人
渡良瀬の里	34,539人
都賀老人憩いの家白寿荘 ※平成26年度末で風呂利用を停止	1,126人
西方ふれあいプラザ	2,510人

(注) 大平健康福祉センター及び岩舟健康福祉センターの利用者数は、風呂利用者のもの。

課 題

都賀老人憩いの家及び西方ふれあいプラザは老朽化や小規模施設のため、利用者数が著しく少ない状況です。このため、北部健康福祉センター（仮称）整備に当たっては、高齢者のレクリエーションや趣味等の生きがいの場を提供することを検討する必要があります。

④児童館、地域子育て支援センターの利用状況（平成26年度実績）

はこのもり児童センター

(人)

幼児	小学校 1～3年	小学校 4～6年	中学生	高校生	大人	合計	開館日数	1日平均 利用人員
799	3,923	4,758	2,239	2,172	2,749	16,640	295	56

いまいずみ児童館

(人)

幼児	小学校 1～3年	小学校 4～6年	中学生 以上	大人	団体	合計	開館日数	1日平均 利用人員
5,728	1,493	962	198	4,761	650	13,792	296	47

そのべ児童館

(人)

幼児	小学校 1～3年	小学校 4～6年	中学生 以上	大人	団体	合計	開館日数	1日平均 利用人員
5,988	1,224	1,743	440	5,317	—	14,712	295	50

大平みなみ児童館

(人)

幼児	小学校 1～3年	小学校 4～6年	中学生	高校生	大人	合計	開館日数	1日平均 利用人員
7,277	3,122	3,348	612	17	7,079	21,455	296	72

大平児童館

(人)

幼児	小学校 1～3年	小学校 4～6年	中学生 以上	大人	団体	合計	開館日数	1日平均 利用人員
4,069	3,235	4,517	1,411	4,125	433	17,790	298	60

地域子育て支援センター

(人)

年齢 地域	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	保護者	合計
栃木	1,812	3,332	2,035	565	249	74	34	7,528	15,629
大平	1,127	771	347	237	23	19	12	2,689	5,225
藤岡	584	909	1,107	628	61	20	36	2,608	5,953
都賀	285	543	551	106	50	13	3	1,314	2,865
西方	90	134	245	132	1	0	0	533	1,135
岩舟	898	865	619	208	63	6	8	2,280	4,947

課 題

北部地域及び藤岡、岩舟地域には児童館が設置されておらず、各地域の旧地域協議会から児童館の設置要望が出されていることから、今後、市全体の子育て支援施策の充実を図る中で児童館等の設置について検討していく必要があります。

また、地域子育て支援センターでは、子育て家庭への育児支援を図るため、子育てに関する情報や遊び場の提供、育児不安等に関する相談支援を行うとともに、保護者間の交流や親子・子ども同士が楽しく触れ合うことのできる事業を実施していますが、北部地域の利用者数がやや少ない状況にあることから、利用促進を図る必要があります。

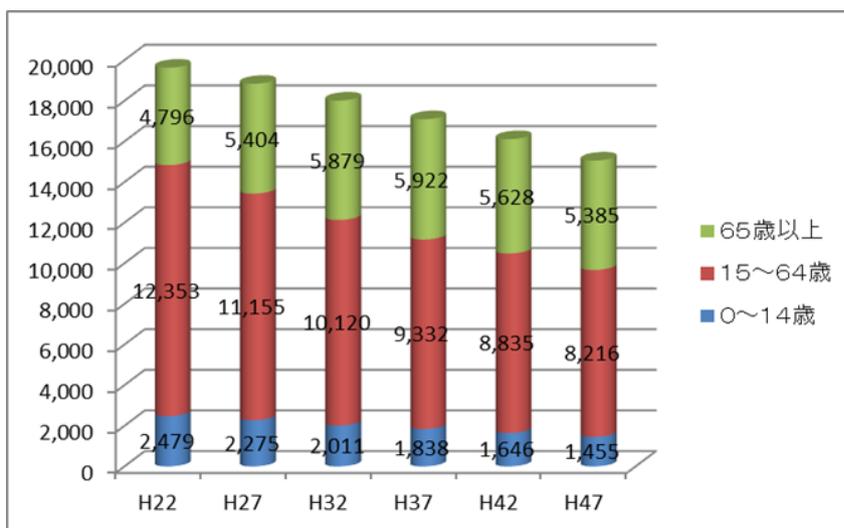
一方、子育て中の方からは、雨の日などに親子で自由に来て遊具等で遊べる身近な場所があれば、親子共にストレスが解消され、子育て支援につながるという声もあることから、児童館や子育て支援センターに限らず、親子で自由に遊び触れ合える空間の整備を検討する必要があります。

(4) 人口の状況

① 北部地域の人口推計

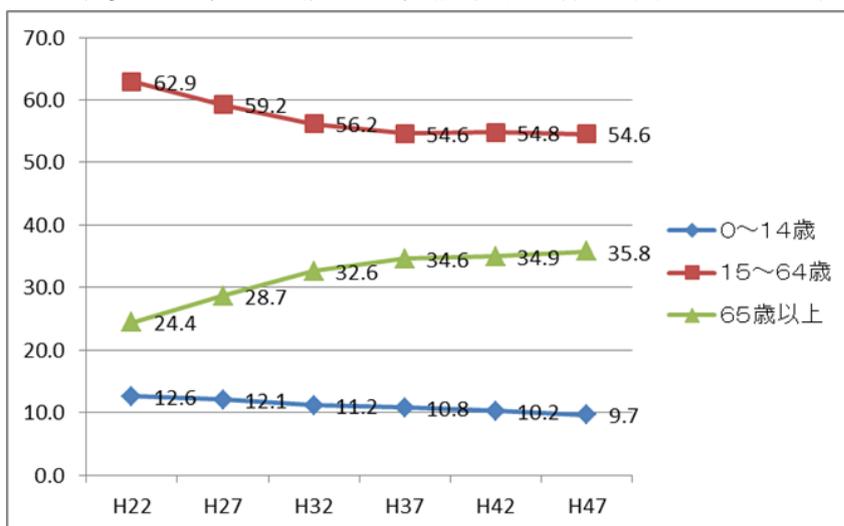
北部地域の人口は、平成47年までに約4,500人(23.3%)減少し、約15,000人と推計されます。

なお、北部健康福祉センター(仮称)は、平成31年度末の開館を目指しており、その時点における北部地域の人口を約18,000人(年少人口約2,000人、生産年齢人口約10,100人、老年人口約5,900人)と見込みます。



② 北部地域の年齢三区分割合の推計

北部地域の人口における年齢三区分別割合は、年少人口が2.9ポイント、生産年齢人口が8.3ポイント下がる一方で、老年人口は11.4ポイント上昇していきます。なお、この傾向は、栃木市全体の推計とほぼ同様です。



(5) 公共施設配置（統廃合）の方向性

栃木市は、平成の大合併により1市5町が合併したため、旧市町が各々に整備した類似施設が多数存在しています。これらの施設は、近い将来、一斉に老朽化し建て替えの時期を迎え、市の財政に大きな影響を与えることが想定されることから、長期的な視点を持って施設の再配置や全体的な床面積の縮減を図る必要があります。

そこで、市では、次世代に大きな負担を残さないよう「公共施設のあり方ガイドライン」を平成28年2月にとりまとめたところです。

北部健康福祉センター（仮称）整備に当たっても、ガイドラインに即し、既存類似施設の統廃合や民間活力の導入を推進していく必要があります。

公共施設のあり方ガイドライン『取り組み方針』（抜粋）

①総資産量の適正化

公共施設のあり方や必要性について、市民ニーズや費用対効果などの面から総合的に評価を行い、適正な施設保有量を実現します。

公共施設（ハコモノ）については人口減少、厳しい財政状況を踏まえ、必要なサービス水準を確保しつつ施設総量の縮減を推進することとし、インフラ資産については市民生活における重要性及び道路、上下水道、橋りょう、公園といった施設種別ごとの特性を考慮し、中長期的な経営視点に基づくそれぞれの整備計画等に則した総量の適正化を図ることとします。

②長寿命化の推進

今後も活用していく公共施設については、定期的な点検・診断を実施し、計画的な維持修繕を徹底し、長寿命化を推進することにより、長年にわたる安全・安心な市民サービスの提供に努めるとともに、財政負担の軽減と平準化を図ります。

③民間活力の導入

公共施設のあり方を推進する上で、運営経費の適正化と市民サービス水準の維持・向上を両立させていくことが大きなテーマです。現在も図書館等の市民利用施設で指定管理者制度を導入していますが、今後ともPPPやPFIの導入により民間企業の資金やノウハウを活用し、事業の効率化や市民サービスの充実を図るための体制構築を目指します。

(6) 施設整備の基本方針

上位関連計画への位置づけ、市内類似施設の状況、人口の動向、今後の公共施設の統廃合の方向性を踏まえ、北部健康福祉センター（仮称）の施設整備の基本方針を次のとおり定めるものとします。

基本方針Ⅰ 乳幼児から高齢者まで地域住民の健康と福祉を支える拠点施設

地域住民の健康と福祉を支えることは、地域の活性化の基盤です。

そこで、誰もがいつまでもいきいきと健康に暮らせるよう、都賀保健センター及び西方保健センターの機能を引き継ぎ、主に北部地域の方を対象とする各種健康診査や健康相談を実施するとともに、市民の方を対象に生活習慣病予防や介護予防事業などを実施する健康と福祉の拠点施設として整備します。

また、障がい者、高齢者、子育て世帯なども含めた地域住民やボランティア等の活動や交流の拠点、憩いの場となる施設として整備します。

基本方針Ⅱ 施設周辺の地域資源との連携を図り、地域の魅力を向上させる施設

緑豊かな里山に抱かれた北部地域は、東武日光線や国道が走り、既存の都賀 IC に加えてスマート IC の整備構想もあるなど交通利便性が高く、市の北の玄関口として高いポテンシャルを有しています。

そこで、北部健康福祉センター（仮称）整備に当たっては、観光情報発信基地である道の駅や民間事業者が掘削した温泉などとの連携を図り、北部地域の魅力をより向上させる施設となるよう努めていきます。

基本方針Ⅲ 利用する全ての人にやさしいユニバーサルデザインの視点に立った施設

北部健康福祉センター（仮称）は乳幼児から高齢者、また、障がいのある方や妊産婦など様々な人たちが利用する施設となります。また、災害時には、福祉避難所としても利用していくこととなります。

このため、ユニバーサルデザインの考えに基づき、効率的な施設内の配置や分かりやすい案内標識の設置、施設内の円滑な移動への配慮などを行うとともに、プライバシーにも配慮し、誰もが利用しやすい施設として整備します。

基本方針Ⅳ 既存施設の統廃合や整備後の維持管理コストの縮減にも配慮した次世代に過度の負担を残さない施設

北部地域には、保健センターや老人憩いの家など、合併前に整備された施設が複数ありますが、いずれも老朽化が著しく、利用に不便をきたしているとともに、施設の修繕など維持管理経費がかさんでいます。

このため、北部健康福祉センター（仮称）を整備するに当たっては、北部地域の既存類似施設の統廃合に努めるものとします。

また、本市の厳しい財政状況を踏まえ、整備後の維持管理経費を縮減するため、省エネルギー性能に優れた設備機器の使用を推進します。

第2章 整備機能及び規模

(1) 導入機能

整備に当たっての基本方針を踏まえ、北部健康福祉センター（仮称）に導入する機能を次のとおりとします。

番号	機能	概要
1	保健機能	都賀保健センター及び西方保健センターの機能を引き継ぎ、新施設においても、保健師等による健康相談や保健指導、医療機関と連携した各種検診を行うなど、従前と同様の保健機能を導入します。
2	健康増進機能	介護予防、健康寿命の延伸に資する、健康増進機能を導入します。 ただし、北部地域において民間温泉入浴施設が整備される場合、ゆうゆうプラザや遊楽々館にあるような大規模な入浴施設やサウナは導入しないものとします。 温泉を活用した歩行用プール、トレーニング室、浴室など、あくまでも健康増進や介護予防に主眼を置いた設備を導入します。
3	地域福祉機能	障がい者、高齢者、子育て世帯なども含めた幅広い層の地域住民やボランティア等の交流・活動の拠点、憩いの場、親子や児童の遊び場、多世代交流の場となる機能を導入します。
4	管理機能	施設管理を行う機能を導入します。

(2) 導入機能に応じた施設の内容

番号	機能	施設名称 (仮称)	活用方法
1	保健機能	集団検診室 (講堂としても利用)	各種検診のために利用します。
		検診準備室	
		検査室	
		診察室 (複数)	
		健康相談室	親子や成人に対する各種健康相談や保健指導、健康教育事業を行います。
		調理実習室	親子や成人に対する栄養指導、調理サークル活動や調理教室に利用します。
		集団指導室	親子や成人に対する各種保健指導、健康教育事業を行います。
2	健康増進機能	歩行用プール	健康増進や介護予防などの場として利用します。
		浴室	利用者の疲労回復やリラクゼーションの場として利用します。
		トレーニング室	トレーニング機器等を設置し、健康増進や介護予防などの場として利用します。
3	地域福祉機能	教養娯楽室	主に高齢者の趣味や教養の場として利用します。
		多世代交流室	主に親子や児童の遊び場、多世代交流の場として利用します。
		会議室 (複数)	各種会議や研修、ボランティアグループの活動の場として利用します。
4	管理機能	事務室	施設の管理を行います。

(3) 規模の検討

導入機能に応じた施設の内容について、類似施設を参考に施設規模を検討すると、建物の規模は2, 500 m²程度と想定されます。

番号	機能	施設名称 (仮称)	規模の想定
1	保健機能 420 m ² 程度	集団検診室 (講堂)	250 m ² 程度
		検診準備室	15 m ² 程度
		検査室	10 m ² 程度
		診察室	45 m ² 程度 (15 m ² ×3室程度)
		健康相談室	20 m ² 程度
		調理実習室	80 m ² 程度
		集団指導室	(集団検診室兼用)
2	健康増進機能 650 m ² 程度	歩行用プール	500 m ² 程度
		浴室	
		トレーニング室	150 m ² 程度
3	地域福祉機能 600 m ² 程度	教養娯楽室	100 m ² 程度
		多世代交流室	300 m ² 程度
		会議室 (大・小)	200 m ² 程度 (150 m ² ・50 m ²)
4	管理機能 50 m ² 程度	管理事務室	50 m ² 程度
5	その他	共用部分、物置等が別途必要となる。(全体の3割程度を想定)	

(参考：市内類似施設の諸室面積)

北部健康福祉センター(仮称)		市内類似施設						
機能	諸室	概ねの規模	栃木保健福祉センター	都賀保健センター	西方保健センター	大平健康福祉センター	岩舟健康福祉センター	藤岡保健福祉センター
保健機能	集団検診室(講堂)	250 m ² 程度	295.00m ²	199.88m ²	—	138.40m ²	223.62m ²	208.67m ²
	検診準備室	15 m ² 程度	35.94m ²	10.75m ²	14.01m ²	21.79m ²	16.00m ²	15.10m ²
	検査室	10 m ² 程度	18.24m ²	9.72m ²	(検診準備室兼用)	8.50m ²	—	—
	診察室	45 m ² 程度(15m ² ×3)	12.00m ²	18.64m ²	31.3m ²	10.00m ²	16.5m ²	10.83m ²
	健康相談室	20 m ² 程度	10.06m ²	13.50m ²	18.05m ²	20.37m ²	72.50m ²	—
	調理実習室	80 m ² 程度	100.00m ²	50.62m ²	42.18m ²	78.48m ²	82.92m ²	100.22m ²
	集団指導室	(集団検診室兼用)	35.56m ²	(集団検診室に含む)	—	—	—	—
	歩行用プール	500 m ² 程度	—	—	—	—	—	—
健康増進機能	浴室					316.94m ²	183.14m ²	
	トレーニング室	150 m ² 程度	173.70m ²	50.50m ²	139.98m ²	175.60m ²	152.19m ²	—
地域福祉機能	教養娯楽室	100 m ² 程度	—	50.30m ²	—	39.68m ²	60.79m ²	—
	大会議室	150 m ² 程度	243.74m ²	(集団検診室に含む)	103.11m ²	140.43m ²	46.31m ²	—
	小会議室	50 m ² 程度	65.00m ²	17.55m ²	43.76m ²	74.65m ²	46.07m ²	—
	多世代交流室	300 m ² 程度	(そのべ児童館 323.36m ²)					
管理機能	管理事務室	50 m ² 程度	314.03m ²	38.5m ²	63.59m ²	24.62m ²	198.20m ²	11.25m ²

第3章 施設の建設予定地及び施設配置

(1) 建設予定地

北部健康福祉センター（仮称）の建設予定地は西方総合支所敷地内とします。

○選定理由

- ・市有地であり、用地取得の費用を要しない。
- ・温泉湧出地に近接しており、温泉を活用することが可能となる。
- ・道の駅にしかたと民間温泉入浴施設の中間地点にあたり、各施設との連携を図ることができる。
- ・ふれあいバスの路線にあるため、自動車利用のみならず、公共交通を利用してのアクセスが可能である。
- ・医療機関や福祉事業所の至近にあり連携を図ることができる。

○建設予定地の建築基準等に関する法的条件

- ・都市計画区域 西方都市計画区域（非線引き都市計画区域）
- ・用途地域 指定なし
- ・建ぺい率 60%
- ・容積率 200%
- ・防火 建築基準法第22条地域
- ・開発許可 1,000 m²以上必要
- ・日影規制 有り
 - 対象建物 高さ10m超の建築物
 - 測定位置 平均地盤面から4m
 - 日影規制時間 敷地境界線から5m 5時間以内
 - 敷地境界線から10m 3時間以内
- ・接道 北側 市道 N3160 号線
南側 市道 N3142 号線

西方総合支所周辺航空写真



「提供 国土地理院」

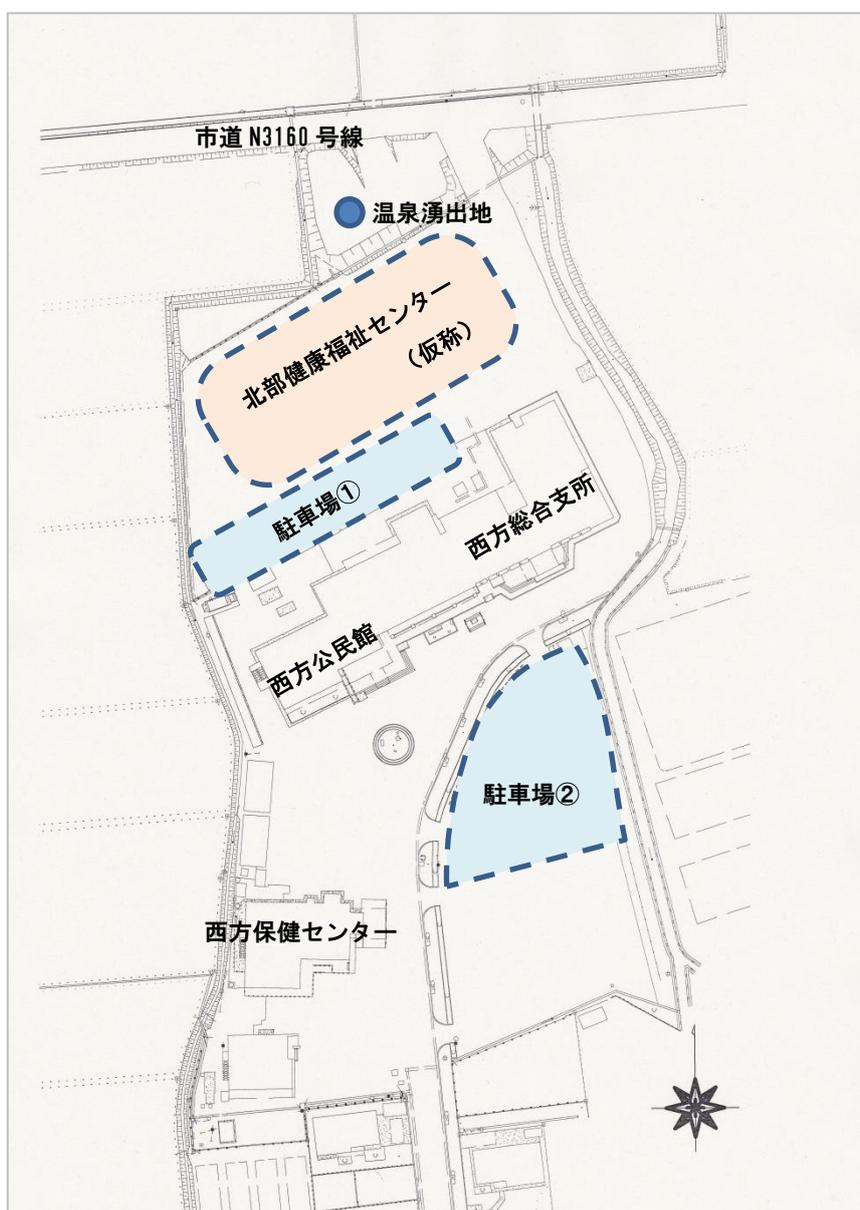
(2) 施設の配置

西方総合所敷地内における北部健康福祉センター（仮称）の施設配置は、現西方総合支所北側とします。

また、建物は2階建てとし、1階部分に保健機能、健康増進機能及び管理機能を、2階部分に地域福祉機能を主に配置します。

○配置理由

- ・既存の西方保健センターを利用したまま、施設の建設ができる。
- ・市道 N3160 号線への接道により、西方総合支所庁舎との敷地分割が可能である。
- ・温泉湧出地に至近であり、温泉導水管の敷設費用が抑えられる。



(3) アクセス・交通動線

北部健康福祉センター(仮称)の整備に当たっては、自動車を利用する方だけでなく、自動車が利用できない方のアクセスにも配慮する必要があります。

自動車利用に関しては、北部地域内の各所から国道 293 号線を経由し、「道の駅にしかた」の北西交差点から市道 N2012 号線、市道 N3160 号線に入り、北部健康福祉センター(仮称)に至るルートが主要なものとなります。

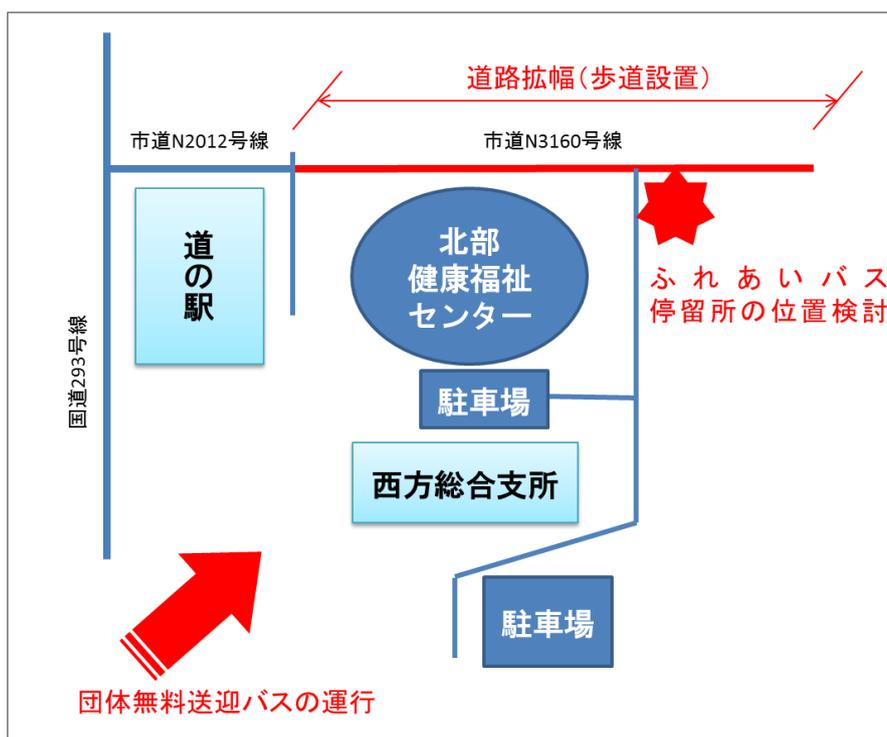
このうち、市道 N2012 号線には歩道が設置されていますが、その延長にある N3160 号線については歩道が未整備となっていることから、安全で円滑な通行を確保するため、道路拡幅(歩道設置)を実施する必要があります。

自動車を利用できない方のアクセス方法としては、交通弱者の方々の「日常生活の足」を確保するために市が運行している「ふれあいバス」及び「蔵タク」の利用が主なものとなります。

現在、北部地域内を走っているふれあいバスの真名子線及び金崎線は、いずれも西方総合支所を経由していますが、停留所が市道 N3160 号線沿いにあることから、北部健康福祉センター(仮称)の供用開始時においては、利用の状況をみながら停留所位置の調整を検討する必要があります。

さらに、北部健康福祉センター(仮称)の利用促進を図るため、既存の老人福祉センターや健康福祉センター同様に指定の場所からセンターまでの団体無料送迎を実施するものとします。

交通アクセス等概念図



第4章 整備方法及び運営体制

施設の整備手法、整備後の管理運営の方法としては、一般に、公共が建設し、管理運営する「公設公営型」、公共が施設等を建設所有し、指定管理などで民間に管理を委託する「公設民営型」、民間が施設等を建設・所有し、当該施設を公共が借り受け管理運営を行政が行う「民設公営型」、民間に施設等の設計・建設・管理・運営を一体的に委ねる「民設民営型」などが考えられます。

北部健康福祉センター（仮称）については、既存の健康福祉センター・老人福祉センターの整備や管理運営においてノウハウが蓄積されていること、また、民設公営や民設民営よりも供用開始までの期間を縮減できることから、既存施設同様に、市が施設を整備した後、指定管理者制度により民間の創意工夫のもと施設の管理運営をしていく、「公設民営型」を採用するものとします。

（参考）指定管理者を導入している類似施設

名称	指定管理者	指定期間
大平健康福祉センター	いすゞビルメンテナンス（株）	平成27年4月1日～ 平成32年3月31日
岩舟健康福祉センター	宮ビルサービス株式会社・有限会社エヌ・エス・リンク共同事業体	平成24年4月1日～ 平成28年3月31日 (平成33年3月31日)
渡良瀬の里	(株)メディカルフィットネスとちの木	平成25年4月1日～ 平成30年3月31日
老人福祉センター長寿園	(社福) 栃木市社会福祉協議会	平成26年4月1日～ 平成31年3月31日
老人福祉センター泉寿園	(社福) 栃木市社会福祉協議会	平成26年4月1日～ 平成31年3月31日
老人福祉センター福寿園	(社福) 栃木市社会福祉協議会	平成26年4月1日～ 平成31年3月31日
西方ふれあいプラザ	(社福) 栃木市社会福祉協議会	平成27年4月1日～ 平成32年3月31日

第5章 事業費等

(1) 概算工事費

北部健康福祉センター（仮称）の建設にかかる概算工事費については、東京オリンピックを前にして建築需要が高まっていることから、外構整備費なども含め、基本設計・実施設計の中で具体的な検討を行うものとしします。

また、建設にあたっては、イニシャルコストのみならず、ランニングコストについても十分に考慮し、低コストで高品質な施設整備を目指すものとしします。

(2) 財源

建設等の事業に係る財源は、地方債が主になりますが、施設周辺の整備と併せて国庫補助金等の導入を目指すものとしします。

(3) 維持管理費

本施設は、温泉を活用した歩行用プールが大きな特色の一つとなりますが、プールの仕様や温泉水の利用量（利用料金）が維持管理費に影響してきます。

このため、今後、歩行用プールの仕様を検討するとともに、温泉所有の民間事業者と温泉水の利用料金について協議を進める中で、管理運営費について詳細に検討していくこととしします。

なお、既存の大平健康福祉センター及び岩舟健康福祉センターの指定管理者に対する管理運営委託料（平成27年度予算額）は、それぞれ73,291千円、53,814千円となっています。

第6章 今後の事業スケジュール

平成28年度から現地測量等に着手し、基本設計・実施設計を進めていきます。
また、既存の車庫等の移築及び造成工事を実施していきます。

そして、平成30年度から建築工事に着手し、外構整備、開館準備を行った後、
平成31年度末の開館を予定しています。

項目	平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
調査・測量		現地測量 地質調査														
設計			基本設計			実施設計										
既存建物 移築・解体						既存建物 移築・解体										
造成工事							造成工事									
建築工事									業者 選定		施工・監理					
外構工事															外構 工事	
開館準備・開館															開館 準備	開館

(関連事業)

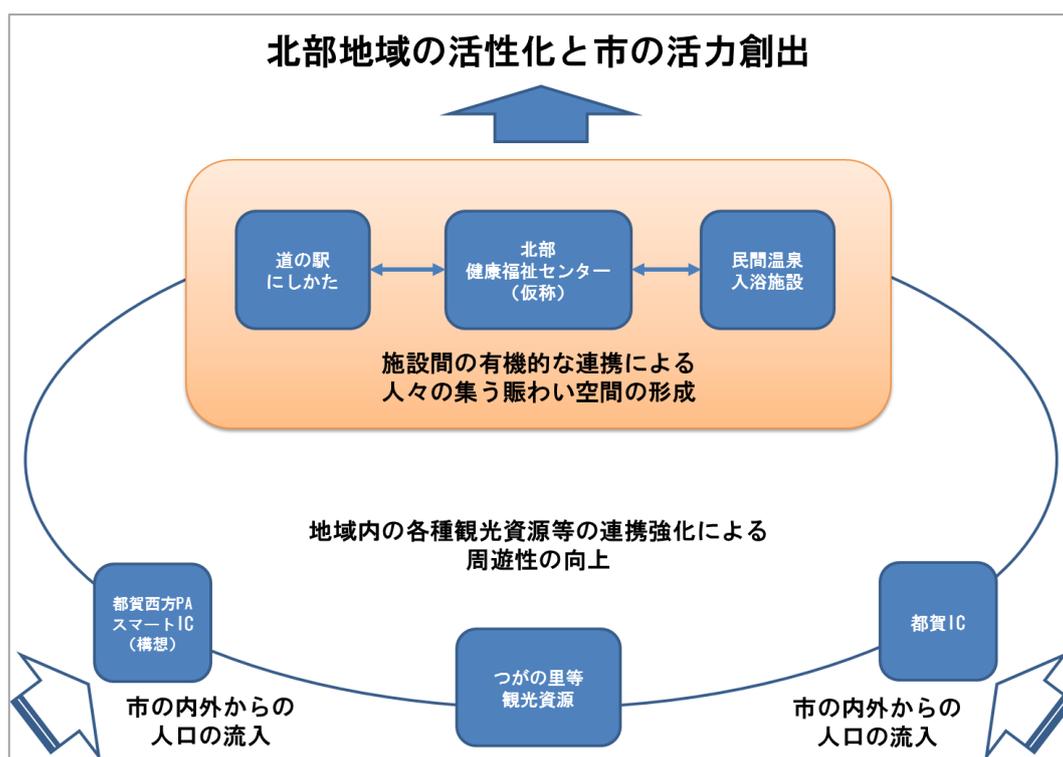
- ・ N3160 号線道路改良事業 平成28年度 調査測量・道路詳細設計
- 平成29年度 用地取得
- 平成30年度 道路改良工事

第7章 北部地域の活性化方策

北部健康福祉センター（仮称）の近辺には、「道の駅にしかた」や民間事業者が整備を予定している「温泉を活用した大規模な入浴施設」があります。センター周辺を人々が集い賑わう空間とするため、北部健康福祉センター（仮称）とこれらの施設との有機的な連携を図るとともに、民間活力による宅地開発を促進していきます。

さらに、北部地域には、重要な観光資源でもある「つがの里」や「大柿地区、真名子地区の自然豊かな里山」があり、また、既存の都賀 IC に加えて都賀西方 PA へのスマート IC 整備構想もあります。

そこで、これらの観光資源や広域交通結節点との連携を強化することにより市内外から北部地域への人の流れを作るとともに周遊性を向上させ、北部地域の活性化、ひいては市の活力創出へとつなげていきます。



「道の駅にしかた」公式マスコット
キララちゃん



「つがの里」

第8章 整備に当たっての課題

(1) 既存類似施設の統廃合等

第1章(5)公共施設配置(統廃合)の方向性で述べたように、市では「公共施設のあり方ガイドライン」に基づき、公共施設の総量を縮減していきます。

北部健康福祉センター(仮称)の整備に当たっても、施設整備の基本方針において「北部地域の既存類似施設の統廃合に努める」こととしており、今後、利用者の意見や利用状況等を考慮しながら、健康福祉関連施設の統廃合を具体的に検討する必要があります。

また、西方総合支所敷地内には、総合支所、公民館等も立地していることから、北部健康福祉センター(仮称)整備後に、敷地内の有効な土地利用を検討していく必要があります。

(2) 施設の管理運営に関する検討

「乳幼児から高齢者まで地域住民の健康と福祉を支える拠点施設」とするため、保健機能、健康増進機能及び地域福祉機能を導入していきますが、それぞれの機能が十分に発揮された施設とするためには、ハード面の整備のみならず、整備後の管理運営などソフト面の充実が必要不可欠です。

このため、健康づくりや高齢者の生きがいづくり、子育て支援等に関わる部署が横断的に協働しながら、また、民間医療機関等とも連携しながら、施設の利活用について検討していく必要があります。

(3) 福祉避難所としての利用

福祉避難所とは、介護の必要な高齢者や障がい者など一般の避難所では生活に支障をきたす人に対してケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所で、市町村が指定するものです。

北部健康福祉センター(仮称)は「利用する全ての人にやさしいユニバーサルデザインの視点に立った施設」として整備し、災害時には、福祉避難所としての活用も想定していますが、そのためには、資器材の備蓄、開設・運営のシミュレーションなど、事前の準備を整えておく必要があります。

資料編

(1) 基本構想策定の主な経過

事項 年月	庁内ワーキング グループ	庁議	市議会	地域会議 (都賀・西方)	民児協 その他
平成27年 5月		・基本構想策 定着手につ いての審議	・基本構想策 定着手につ いての説明	・基本構想策 定着手につ いての報告	
6月	WG① ・基本構想の骨 格について ・今後のスケジ ュールについて				
7月	WG② ・施設整備の基本 方針について ・施設への導入 機能について				
8月	WG③ ・施設整備の基本 方針について ・施設への導入 機能について				
9~10月	(災害対応)				
11月		・中間報告に ついての審 議	・中間報告	・中間報告	
12月	WG④ ・基本構想(素 案)について				・民児協会長 会、都賀西 方地域の各 民児協への 中間報告
平成28年 1月		・素案の審議	・素案の説明	・素案に対す る意見聴取	・パブリック コメント実 施

(2) 栃木市北部健康福祉センター整備事業ワーキンググループ設置要領

(設置)

第1 栃木市北部健康福祉センターの基本構想を策定するに当たり、必要な事項を検討するため、庁内に栃木市北部健康福祉センター整備事業ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(組織)

第2 ワーキンググループは、別表に掲げる職にある者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(座長及び副座長)

- 第3 ワーキンググループに座長及び副座長1人を置く。
- 2 座長は、保健福祉部社会福祉課長をもって充てる。
 - 3 副座長は、総合政策部総合政策課長をもって充てる。
 - 4 座長は、会務を総理し、ワーキンググループを代表する。
 - 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4 ワーキンググループの会議は、座長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
 - 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5 ワーキンググループの庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第6 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年5月15日から施行し、基本構想が策定されたときにその効力を失う。

附 則（平成27年7月23日決裁）

この要領は、平成27年7月23日から施行する。

別表（第2関係）

保健福祉部 社会福祉課長
総合政策部 総合政策課長
総合政策部 総合政策課 政策推進員
総合政策部 財政課 主計員
総務部 総務課 行政管理チームリーダー
保健福祉部 こども課 こども育成チームリーダー
保健福祉部 高齢福祉課 高齢福祉チームリーダー
保健福祉部 健康増進課 成人保健チームリーダー
都市整備部 都市計画課 計画チームリーダー
都市整備部 建築課 建築指導チームリーダー
都市整備部 建築課 開発指導チームリーダー
都賀総合支所 地域まちづくり課 地域まちづくりチームリーダー
都賀総合支所 健康福祉課 介護高齢チームリーダー
都賀総合支所 都市建設課 管理チームリーダー
西方総合支所 地域まちづくり課 地域まちづくりチームリーダー
西方総合支所 健康福祉課 介護高齢チームリーダー
西方総合支所 産業建設課 都市建設チームリーダー

平成 28 年 3 月
栃木市
保健福祉部社会福祉課
福祉政策担当
☎0282-21-2201



栃木市マスコットキャラクター
とち介